

河口湖漁業協同組合遊漁規則の変更について

変更の概要	遊漁料の変更
-------	--------

新旧対照表(下線：変更部分)

変更案	現行規則																																
<p>河口湖漁業協同組合内共第14号第五種共同漁業権遊漁規則</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第4条 第2条で掲げる漁具・漁法を使用して遊漁する場合で、組合事務所(南都留郡富士河口湖町河口2985番地)又は、別表に定める場所において納付するとき(前売り)または、遊漁する場所において漁場監視員に納付するとき(現場売り)の遊漁料は次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">漁具・漁法</th> <th style="width: 35%;">魚 種</th> <th style="width: 15%;">期 間</th> <th style="width: 35%;">遊漁料(消費税込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">竿釣り</td> <td>わかさぎ・ふな・うなぎ・ おいかわ</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1日</td> <td>前売り 880円</td> </tr> <tr> <td>にじます・おおくちばす・ こい</td> <td>現場売り 1,380円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">1年</td> <td style="text-align: center;">11,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2項～第3項 略</p> <p>第5条～第8条 略</p> <p>付 則 この規則は、行政庁の認可のあった日(平成30年9月1日)から施行する。 この規則は、令和2年1月1日から施行する。 <u>この規則は、令和3年1月1日から施行する。</u></p>	漁具・漁法	魚 種	期 間	遊漁料(消費税込)	竿釣り	わかさぎ・ふな・うなぎ・ おいかわ	1日	前売り 880円	にじます・おおくちばす・ こい	現場売り 1,380円			1年	11,000円	<p>河口湖漁業協同組合内共第14号第五種共同漁業権遊漁規則</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第4条 第2条で掲げる漁具・漁法を使用して遊漁する場合で、組合事務所(南都留郡富士河口湖町河口2985番地)又は、別表に定める場所において納付するとき(前売り)または、遊漁する場所において漁場監視員に納付するとき(現場売り)の遊漁料は次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">漁具・漁法</th> <th style="width: 35%;">魚 種</th> <th style="width: 15%;">期 間</th> <th style="width: 35%;">遊漁料(消費税込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">竿釣り</td> <td>わかさぎ・ふな・うなぎ・ おいかわ</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1日</td> <td>前売り 880円</td> </tr> <tr> <td>にじます・おおくちばす・ こい</td> <td>現場売り 1,380円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;"><u>3ヶ月</u></td> <td style="text-align: center;"><u>3,660円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">1年</td> <td style="text-align: center;">11,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2項～第3項 略</p> <p>第5条～第8条 略</p> <p>付 則 この規則は、行政庁の認可のあった日(平成30年9月1日)から施行する。 この規則は、令和2年1月1日から施行する。</p> <hr style="border: 1px solid red;"/>	漁具・漁法	魚 種	期 間	遊漁料(消費税込)	竿釣り	わかさぎ・ふな・うなぎ・ おいかわ	1日	前売り 880円	にじます・おおくちばす・ こい	現場売り 1,380円			<u>3ヶ月</u>	<u>3,660円</u>			1年	11,000円
漁具・漁法	魚 種	期 間	遊漁料(消費税込)																														
竿釣り	わかさぎ・ふな・うなぎ・ おいかわ	1日	前売り 880円																														
	にじます・おおくちばす・ こい		現場売り 1,380円																														
			1年	11,000円																													
	漁具・漁法	魚 種	期 間	遊漁料(消費税込)																													
竿釣り	わかさぎ・ふな・うなぎ・ おいかわ	1日	前売り 880円																														
	にじます・おおくちばす・ こい		現場売り 1,380円																														
			<u>3ヶ月</u>	<u>3,660円</u>																													
			1年	11,000円																													